

保守サービス契約に関する記載事項

(1)契約対象機器明細

次の各項目の金額には消費税および地方消費税を含みません。
交換部品代金を含みます。

機種名	シリアル番号	保守契約内容	保守サービス料金
			年額 ¥
合計			¥
保守サービス料金 無償期間: 1. 有 (年 月 日から 年 月 日)			
2. 無			

(2)契約期間

契約開始日	契約満了日
年 月 日	年 月 日

以後、1年毎の自動更新

(3)設置場所

所在地	〒
事業所名	
ご担当者名	
TEL	

保守サービス契約書

甲と乙とは、遠隔監視システム ROBO-TV(以下機器という。) についての保守サービスに関する契約を以下のとおり締結します。

年 月 日

	甲(お客様)	乙
所在地		東京都渋谷区神宮前 6-23-2 第 25SY ビル 5F
社名		株式会社 ディーグラット
氏名	(印)	代表取締役 吉田 雅夫 (印)

記

第 1 条(目的)

本契約は、乙が本契約期間中、日本国内における乙所定のサービス地域内において、甲が使用する機器の保守サービスを実施し、機器を良好なる状態に保つことを継続して行い、甲がこれに対する代金を支払うことを目的とします。

第 2 条(契約対象機器および契約内容)

本契約対象機器、各機器の契約内容は、前記記載事項(1)契約対象機器明細のとおりとし、保守サービスの詳細は次のとおりです。

- オンサイト方式:乙の指定する技術員を前記記載事項(3)へ派遣し、修理および部品交換等の保守サービスを実施します。
- センドバック方式:甲が乙の指定する場所へ修理品を発送し、修理および部品交換等の完了後、乙は甲の指定する場所へ返送する。修理品の発送費用は甲が負担し、返送費用は乙が負担するものとします。

第 3 条(設置場所)

機器の設置場所は、前記記載事項(3)のとおりとします。

第 4 条(契約期間)

- 本契約期間は、前記記載事項(2)のとおりとします。
- 本契約期間満了の 2 ヶ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
- 甲は、本契約期間中といえども、乙に対して 2 ヶ月以上前に書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解約できるものとします。

第5条(機器の保守サービス)

1. 乙は、機器が故障した場合、甲からの要請にもとづき保守サービスを実施します。
2. 前1項の故障修理時に機器の部品を交換した場合、取外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 本契約に基づく第2条の作業の実施はすべて乙所定の営業時間内に限られます。ただし、甲のやむを得ざる事情により乙所定営業時間外に作業を実施した場合、乙は甲に対して乙所定の料金を請求することができます。

第6条(保守サービス料金)

1. 本契約による保守サービス料金および契約対象機器の保証にもとづく保守サービス料金の無償期間は、前記記載事項(1)のとおりとします。ただし、前記記載事項(1)の金額に、消費税および地方消費税相当分(以下、消費税等という。)を含まず、甲は次条に定めるところに従い、保守サービス料金と併せて消費税等を乙に支払うものとします。また保守サービス料金は、保守サービス料金無償期間有の場合は無償期間終了の翌日から、無の場合は、本契約の開始日からそれぞれ計算します。
2. 料金の算出にあたり円未満の端数は切捨てるものとします。

第7条(保守サービス料金等の支払)

乙は保守サービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等を加算して甲に請求します。乙が請求する消費税等の金額は、本契約にもとづき乙が発行する請求書に記載する保守サービス料金その他甲の金銭債務の合計金額にもとづき計算(円未満は切捨)するものとします。

第8条(適用除外)

乙は機器が次の各号に該当し、それが原因で故障した場合には、本契約にもとづく保守サービスの義務を免れるものとします。

- ①乙の指定する技術員以外の者による改造、修理、分解、および加工
- ②乙への連絡なくしてなされた設置場所の変更
- ③乙指定以外の部品の使用
- ④甲の責に帰すべき事由による行為
- ⑤火災、天災地変など乙の責によらざる事由
- ⑥部品の紛失
- ⑦乙の認める機器以外の機器の接続
- ⑧その他通常の使用以外の原因による場合

第9条(適用除外項目該当機器の修理)

1. 前条各号のいずれかに該当し、機器が故障した場合において、乙が該当故障の修理を可能と判断した場合に限り、甲は乙に対して修理を依頼することができるものとします。
2. 前項により乙が修理を行なった場合には、甲は乙に対して前記記載事項(1)の保守サービス料金とは別に乙に所定の料金を支払うものとします。

第 10 条(設置場所の変更)

甲は、第 3 条の設置場所を変更する場合、予め乙に通知するものとします。この場合、作業の実施は乙または乙の指定する者が行い、甲は移動、設置調整等に要する費用を乙に対して支払います。

第 11 条(権利義務の譲渡禁止)

甲が、乙の事前の文書による承諾を得ずに本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸したときは、本契約は終了するものとします。

第 12 条(料金改定)

経済事情の変動等により、保守サービス料金が不相当となったときは、甲乙協議のうえ、保守サービス料金を改定することができるものとします。

第 13 条(期限の利益の喪失)

甲が次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、乙の通知のみで甲の期限の利益は失われるものとし、この場合甲は乙に対してその時点における債務金額を即時支払います。

1. 本契約条項の 1 つにでも違反する事由が生じたとき
2. 甲に次の事由が生じたとき
 - ① 差押、仮差押、仮処分、競売、会社整理、破産、民事再生、会社更生手続の申し立てまたは公租公課の滞納処分
 - ② 手形または小切手の不渡り処分
 - ③ その他信用を著しく喪失したと認められる事由

第 14 条(解除)

甲が前条に記載するいずれか 1 つにでも該当した場合、乙は通知のみでただちに本契約を解除する事ができるものとします。

第 15 条(合意管轄)

本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

第 16 条(協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲乙信義にもとづき誠実に協議し決定するものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通宛保有します。